平成２３年（フ）第４８４号
群馬県伊勢崎市宮子町3612番地１　ハイブリッジＢ102、住民票上の住所群馬県前橋市総社町植野361番地　びら愛宕ガーデン102号
債務者　吉本　直美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
群馬県前橋市上大屋町16番地21　マルベリータウン八ヶ峰東側
債務者　石関　由美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
群馬県前橋市箱田町1425番地２　スリーゼＡ―201号
債務者　池田　美穂
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
群馬県前橋市河原浜町1196番地
債務者　八代　　透
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
相模原市南区上鶴間本町８丁目32番９号　コーポ大栄205
債務者　南　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５８４号
相模原市緑区町屋３丁目12番６号
債務者　角田　知恵（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５８６号
相模原市中央区矢部１丁目21番３号　セレーナＫ201
債務者　森田　　瞳
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９３号
相模原市中央区清新３丁目１番７―1402号
債務者　斉藤　愛和
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６０４号
相模原市中央区淵野辺３丁目18番４―504号
債務者　並木　　恒
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６０５号
相模原市南区新戸2439番地１　シャイン相武台102
債務者　新井　　攻
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０２号
静岡県御殿場市板妻581番地の12　高塚ハイツＡ102、前住所静岡県御殿場市板妻12番地の82
債務者　内藤　　彰
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
静岡県三島市萩648番地の３
債務者　鈴木あゆみ
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１５号
京都市右京区西京極浜ノ本町95番地
債務者　沖田　佳弘
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３５号
京都市北区紫野下御輿町12番地４
債務者　西川かく子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６００号
京都市伏見区深草東伊達町57番地14
債務者　潮見　由美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８９号
京都市伏見区清水町871番地　コンフォート清水101号
債務者　吉田　行久
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９３号
京都市下京区西七条南衣田町93　明石病院、住民票上の住所京都市左京区修学院十権寺町３番地の５
債務者　加門　正好
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７１号
大阪府富田林市北大伴町３丁目５番35号
債務者　照屋　翔平
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係